

明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び 未来ビジョン策定等支援業務委託 仕様書

1. 業務番号

令和6年度 第408号

2. 業務名

明日香村「にぎわいの街」エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン策定等支援業務委託

3. 業務目的

明日香村「にぎわいの街」エリアに存する古民家等の遊休資産と風景資本をエリア一体で活用し、エリアでの具体的方針や計画の策定が連鎖的・継続的に行われるものとなるような「長期グランドデザイン」を確立するため、エリアの未来ビジョンを策定するものである。受託者は官民連携手法の活用により、エリアにおけるにぎわいの創出を目指し、持続的なまちづくりを進めていく体制作りを進めるためのサポートを行う。

当該エリアを中心としたまちづくりに向けて、未来ビジョンの作成と今後のまちづくりを中心に担う活動主体やエリアのマネジメントを総合調整する機能として、エリアプラットフォームを構築する。この業務の受託者は専門家等で構成される組織や地域のステークホルダーを束ね、それらと協働でエリアプラットフォームの構築に取り組むものとし、関係する組織に対し適切な技術的助言や提案を行い、事業が円滑に進捗するよう、支援を行うものとする。

4. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

5. 業務内容

明日香村「にぎわいの街」エリアにおいて、

(1) 事業全体のマネジメント

円滑且つ着実に事業を推進するため、事業全体の企画及びその進捗管理を行う。

(2) エリアプラットフォームの構築支援

対象エリアにおけるまちづくりをマネジメントし、今後検討していくビジョンの策定及び実効的な推進の担い手となるエリアプラットフォームを構築するため、それらを運用する

人材育成の実施。なお、人材育成には以下の業務が含まれる。

- ・エリアマネジメント専門家によるセミナー及びフィールドワークの開催
- ・エリアマネジメントを担うプラットフォームの組織構築と活動内容の検討

(3) 明日香村「にぎわいの街」エリア未来ビジョンの策定

明日香村の遊休資産や風景資本を活かし、魅力的エリアを構築していく為の指針となる長期的グランドデザイン（明日香村「にぎわいの街」エリア未来ビジョン）を策定すると共に、策定に伴う以下の取組の実施。

- ・エリアの現状分析及び課題、方向性・施策を抽出し、まちづくりの機運を醸成するためのワークショップの開催
- ・地域住民やステークホルダー、専門家等によるワークショップの実施
- ・実証事業の実施及び実施効果の分析

【実証事業】（仮称）飛鳥たまゆら夜市

実施時期：2024年秋頃～

実施場所：明日香村「にぎわいの街」エリア

実施内容：飲食店や物販店などの展開

(4) シンポジウムの開催

- ・本業務の成果において、効果検証及び意見交換会を目的としたシンポジウムの実施
- ・本業務活動内容の村内外への情報発信の実施
- ・本業務の取組が次年度以降も継続して活動するにあたっての方向性及び活動内容の検討

(5) 上記（1）～（4）についての報告書のとりまとめ

6. 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、契約締結後速やかに以下の（1）から（3）の書類を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書

7. 打合せ

受託者は、本業務の実施において、村や関係機関等と適宜打合せを行い業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打合せの内容については、記録簿等を作成・提出し、相互に確認するもの

とする。

着手時	1回
中間打合せ	3回
成果品納品時	1回

その他必要に応じて実施する。

8. 業務管理

受託者は、業務を円滑に遂行するため、対象地域及び地域団体等との調整ができる者、または、調整ができる見込みの者を業務管理者に配置しなければならない。また、エリアマネジメント等の専門知識を有する者を配置するものとする。

9. 成果品

- (1) 業務報告書 2部
- (2) エリアプラットフォーム事業計画書（組織概要図含む） 2部
- (3) エリアプラットフォーム運用マニュアル 2部
- (4) 明日香村「にぎわいの街」エリア未来ビジョン 2部
- (5) エリアプラットフォーム及び未来ビジョン概要版 2部
- (6) 上記電子データ

※提出書類は任意の形態での提出を可とする。データ形式はPDF及びオリジナルデータ（Excel、Word、PowerPoint等）をCD媒体にて提出すること。

10. 成果品納入場所

明日香村役場 総合政策課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

11. その他

- (1) 本仕様書になき事項であっても、業務上当然必要とするものについてはこれを満たさなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者がその都度協議して定めるものとする。

1 2. 対象地域

明日香村「にぎわいの街」エリア

